

# 請求等の留意点

個別サポート加算(Ⅲ)について	… 1~3
関係機関連携加算とサービス担当者会議について	… 4
R7.4~R7.12における一次審査エラー割合	… 5
18歳で放デイを利用する際の請求について	… 6
就学前補助金の終了について	… 7

## ● 個別サポート加算(Ⅲ)について

### 【概要】

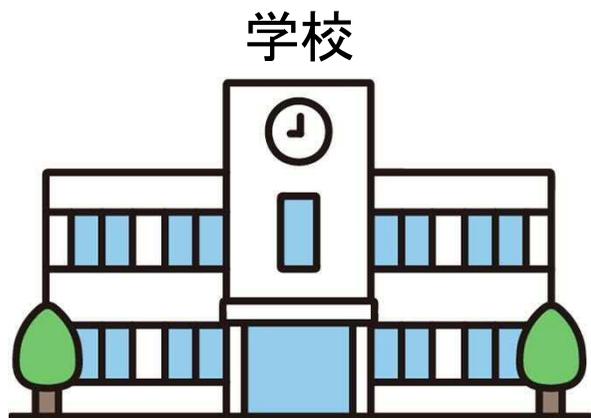
放課後等デイサービス利用児童のうち不登校の状態にある障害児に対して、発達支援に加えて、学校と日常的に情報共有等を行いながら支援を行うとともに、不登校の状態にある障害児の家族に対する相談援助を丁寧に行うなど、学校及び家庭との緊密な連携の下で行う支援に対して、報酬上の評価を行うものです。

『個別サポート加算(Ⅲ)の創設と取扱いについて(令和6年4月22日付 こども家庭庁疎遠局障害児支援課)』をご確認の上、本加算について支援および算定をしてください。

### 【注意点】

- ・学校との情報共有が必要となるが、関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は不可です。
- ・家族への相談援助が必要となるが、家族支援加算の算定は不可です。
- ・本加算の対象になるか否かは、学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断してください。
- ・不登校の状態にある障害児への支援は、通常の発達支援に加えて、文科省が発出している『不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)』などを参考にいただき、当該児童に必要な支援を実施してください。

## ● 個別サポート加算(Ⅲ)について



☆ 不登校の状態にある児童として共通の認識をもっていること

### 【学校との連携】

- ・ 緊密な連携をし、個別支援計画を作成
- ・ 月1回以上の情報共有(対面、オンライン)、その記録を学校と共有

### 【保護者との連携】

- ・ 保護者の同意の上で支援
- ・ 月1回以上の家族への相談援助(訪問、対面、オンライン)

☆ 支援の継続の可否については、3者の共通理解の下で判断

## 個別サポート加算(Ⅲ)算定要件簡易チェックリスト

項目	チェック欄
<b>本加算の対象の判断</b>	
学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断しているか。	<input type="checkbox"/>
<b>個別支援計画の作成</b>	
不登校の障害児について、保護者から同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>
学校と <u>緊密に連携</u> をして、個別支援計画を策定しているか。	<input type="checkbox"/>
個別支援計画には <u>具体的な目標や支援内容</u> が明記されているか。	<input type="checkbox"/>
<b>定期的な情報共有</b>	
学校との情報共有(対面またはオンライン)を月に1回以上行い、その要点を記録し、学校に共有しているか。	<input type="checkbox"/>
<b>家庭への相談支援</b>	
家族への相談援助(居宅への訪問、対面、オンラインのいずれか)の実施を月1回以上行っているか。	<input type="checkbox"/>
家族との連携内容を記録し、必要に応じて改善策を講じているか。	<input type="checkbox"/>
<b>不登校児の状態把握</b>	
不登校の状態とその原因を把握し、個別支援計画に基づいて支援を進めているか。	<input type="checkbox"/>
障害児が安心して学べる環境を提供するための支援策を検討・実施しているか。	<input type="checkbox"/>
<b>信頼関係の構築</b>	
障害児、学校、保護者との間に信頼関係を築く努力をしているか。	<input type="checkbox"/>
事業所側からの一方的な支援実施の要求ではなく、共通理解の下で支援を進めているか。	<input type="checkbox"/>
<b>評価と振り返り</b>	
定期的に支援の成果を評価し、必要に応じて支援内容を見直しているか。	<input type="checkbox"/>
支援の継続の可否を学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で確認しているか。	<input type="checkbox"/>

※学校との連携時に関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定できません。

※家族への相談援助の実施時に家族支援加算は算定できません。

※不登校の状態にある障害児への支援は、通常の支援に加えて、文科省が発出している『不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)』などを参考にいただき、当該児童に必要な支援を実施してください。

※障害児や学校、保護者との信頼関係を構築し、共通の理解の下で支援を進めていく必要となります。そのため、当該放課後等デイサービスを利用していなかった不登校の状態にある障害児を集めて、一方的に支援を行うことは想定しておりません。

## ● 関係機関連携加算とサービス担当者会議について



関係機関連携加算は、障害児相談支援事業所が主催するサービス担当者会議への参加の場合には算定不可です。参考Q&Aは下記のとおりです。

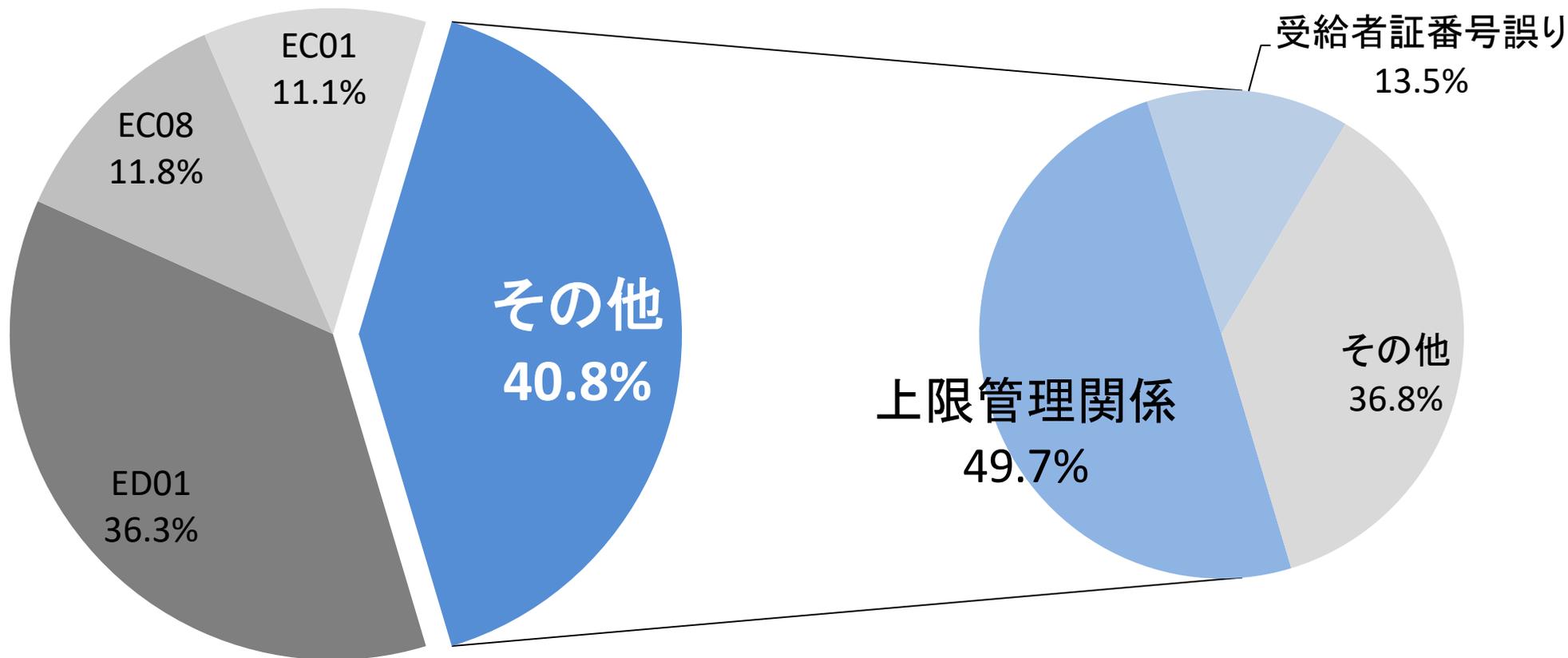
※関係機関連携加算(Ⅰ)、(Ⅲ)および(Ⅳ)に関しても同様の扱いとします。

### R6.3.29 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.1

問36 関係機関連携加算(Ⅱ)は、障害児相談支援事業所が主催するサービス担当者会議への参加の場合にも算定可能か。

(答) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第15条において「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない」と定められており、サービス担当者会議への出席依頼等に対して、指定通所支援の円滑な利用の観点から協力を求められていることから、当該加算による評価を行わない(算定されない)。

## ● R7.4～R7.12における一次審査エラー割合



ED01・・・資格:該当の請求情報は既に支払確定済です

EC08・・・受付:該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です

EC01・・・受付:該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

上限額管理の届出や事業所番号の誤りがないか、請求前にご確認ください。

様々の理由によりエラーとして返戻された場合は、各事業所において、受給者証番号や支給決定内容などご確認の上、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

## ● 18歳で放デイを利用する際の請求について

**18**歳になり、受給者証が更新された場合、受給者証番号も更新されます。これに伴い、請求時には新しい番号で請求してください。

また、支給決定者が変わるため上限管理事業所の設定も解除されます。引き続き、複数の事業所を利用する場合は、上限管理事務依頼届出書の提出が必要になりますので、ご承知おきください。なお、届出書が未提出の場合は、下記のようなエラーで一次審査で返戻となります。

※エラーコード(例): EN02(受給者台帳の上限管理情報の「上限管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限管理事業所の「管理結果額」は設定できません。)

## ● 就学前補助金の終了について

---

一宮市では0歳～3歳の就学前の障害児の保護者に対し、児童発達支援等の利用に係る利用者負担相当額を給付する事業を実施しておりました。

本制度に関して、令和8年3月までのサービス利用費の利用者負担相当額をお支払いすることをもって終了といたします。

これまで、対象児童の保護者に本制度のご説明をしていただいていた事業所におかれましては、令和8年3月の対象利用者への説明をもって、ご案内を終了してください。